



平成 21 年 7 月 28 日

各 位

会 社 名 日商エレクトロニクス株式会社
代表者名 代表取締役社長 大橋 文雄
(コード番号 9865 東証第 1 部)
問合せ先 経営企画部長 三浦 靖治
(TEL . 03 3544 8437)

定款一部変更および
全部取得条項付普通株式の取得に係る承認決議
ならびに

全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 25 日付「定款一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下「当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更および当社による全部取得条項付普通株式(下記において定義します。)の全部取得について、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)および普通株主様による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおりいずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

また、当社は、全部取得条項付普通株式について、本日開催の取締役会で平成 21 年 9 月 3 日を基準日(以下「基準日」といいます。)と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、当該株主の有する全部取得条項付普通株式を、平成 21 年 9 月 4 日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき 720,325 分の 1 株の割合をもって当社の A 種種類株式を当社が交付する株主として定めることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

・ 当社定款の一部変更および当社による全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、当社プレスリリースにてお知らせしましたとおり、以下の内容の当社定款の一部変更および当社による全部取得条項付普通株式の取得について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会および本種類株主総会を開催いたしました。

当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設いたします(定款一部変更の件 A)。

定款一部変更の件 A による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が

株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。

全部取得条項付普通株式の内容としては、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式 720,325 分の 1 株を交付する旨を定めず（定款一部変更の件 B）。

会社法第 171 条第 1 項ならびに定款一部変更の件 A および定款一部変更の件 B による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、株主様から当社の全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社は、各株主様（当社自身を除きます。）に対して、全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式 720,325 分の 1 株の割合をもって交付いたします。

. 当社定款の一部変更および当社による全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の承認決議

1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件 A）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

定款一部変更の件 A は、本臨時株主総会における第 1 号議案として付議され、承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリースの「種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件 A）」に記載のとおりです。

(2) 定款変更の効力発生

定款一部変更の件 A に係る定款変更は、本臨時株主総会の承認可決をもって既に効力が発生しております。

2. 全部取得条項を付すための定款一部変更の件（定款一部変更の件 B）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

定款一部変更の件 B は、本臨時株主総会における第 2 号議案および本種類株主総会の議案として付議され、承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリースの「全部取得条項を付すための定款一部変更の件（定款一部変更の件 B）」に記載のとおりです。

(2) 定款変更の効力発生

定款一部変更の件 B に係る定款変更は、本臨時株主総会および本種類株主総会の承認可決により、平成 21 年 9 月 4 日に効力が発生します。

3. 全部取得条項付普通株式の取得の件の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得の件は、本臨時株主総会における第 3 号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、当社プレスリリースの「全部取得条項付普通株式の取得の件」に記載のとおりです。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力発生は、定款一部変更の件 B に係る定款の効力が生ずることを条件として、平成 21 年 9 月 4 日に効力が発生します。

(3)全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続き

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、株主様に割当てられることとなる1株未満の端数の合計数(ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て双日株式会社(以下「双日」といいます。)に対して売却することを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却代金につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、基準日において各株主様が保有する当社普通株式数に1,000円(双日が当社の普通株式に対する公開買付けを行った際における買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(4)取得日

平成21年9月4日といたします。

・本定款一部変更等の日程の概容(予定)

上記定款変更等の概略(予定)は以下のとおりです。

全部取得条項を付するための定款一部変更(上記の定款一部変更の件B)の通知公告	平成21年7月29日(水)
全部取得条項付普通株式全部の取得およびA種種類株式交付の基準日設定に関する通知公告	平成21年7月29日(水)
整理銘柄への指定	平成21年7月29日(水)
当社普通株式の売買最終日	平成21年8月28日(金)
当社普通株式の上場廃止日	平成21年8月29日(土)
全部取得条項付普通株式全部の取得およびA種種類株式交付の基準日	平成21年9月3日(木)
全部取得条項を付するための定款一部変更(上記の定款一部変更の件B)の効力発生日	平成21年9月4日(金)
全部取得条項付普通株式全部の取得およびA種種類株式交付の効力発生日	平成21年9月4日(金)

当社普通株式は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することになり、当社普通株式は平成21年7月29日から平成21年8月28日までの間、整理銘柄に指定されたあと、平成21年8月29日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

以上